

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	障害者自立支援給付事業等の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

甲斐市は、障害者自立支援給付事業等の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・本事務を行うために「Reams」を使用している。
- ・本事務の一部を外部委託しているが、外部委託に当たっては、契約書に秘密の保持に係る条項を設け、取り扱う情報の秘密保持を徹底している。
- ・職員及び委託事業者による不正行為を防ぐ方策として、「システムの操作者を限定」、「システムの操作権限の適正な付与」及び「操作端末からの外部接続禁止及び記憶媒体の使用禁止によるデータ持ち出し制限」を行っている。

評価実施機関名

甲斐市長

公表日

令和7年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者自立支援給付事業等の実施に関する事務
②事務の概要	<p>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づき、身体に障がいのある人、知的障がい児(者)、精神に障がいのある人等に対し、医療、保健及び福祉の観点から、様々な支援を実施している。</p> <p>特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①更生医療、精神通院医療、育成医療の受付・進達・審査 ②更生医療、精神通院医療、育成医療の認定通知書及び受給者証発行 ③更生医療、育成医療の医療費請求額審査 ④補装具の受付・審査・決定通知書等発行 ⑤補装具給付業者請求内容確認 ⑥地域生活支援事業の受付・審査・決定通知書等発行 ⑦地域生活支援事業の請求内容確認 ⑧障害福祉サービスの受付・審査・決定通知書等発行 ⑨障害福祉サービスの請求内容確認</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p>
③システムの名称	Reams(身体障害者手帳)、宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援(更生)ファイル、自立支援(精神通院)ファイル、自立支援(育成)ファイル、日常生活用具ファイル、補装具ファイル、障害福祉サービスファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 84項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】 8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116項 【情報照会】 108、109、110項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供】 第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2 【情報照会】 第55条、第55条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 障がい者支援課
②所属長の役職名	福祉部 障がい者支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	総務部 総務課 住所:山梨県甲斐市篠原2610 電話:055-278-1661(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部 障がい者支援課 住所:山梨県甲斐市篠原2610 電話:055-267-7287(直通)
9. 規則第9条第2項の適用 <input type="checkbox"/> 適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」により示された留意事項等を遵守している。 また、いずれの局面においても複数人での確認を行っている。	

9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> [8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入力することがないよう、申請書様式において、手続きに必要な項目のみ記入するよう注意を促している。このことから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月13日	特記事項	<p>・本事務を行うために「住民基本台帳システム」を使用している。</p> <p>・本事務の一部を外部委託しているが、外部委託に当たっては、契約書に秘密の保持にかかる条項を設け、取り扱う情報の秘密保持を徹底している。</p> <p>・職員や委託事業者による不正行為を防ぐ方策として、「システムの操作者を限定」、「システムの捜査権限の適正な付与」及び「操作端末からの外部接続禁止、記憶媒体の使用禁止によるデータ持ち出し制限」を行っている。</p>	<p>・本事務を行うために「総合福祉システム」を使用している。</p> <p>・本事務の一部を外部委託しているが、外部委託に当たっては、契約書に秘密の保持に係る条項を設け、取り扱う情報の秘密保持を徹底している。</p> <p>・職員及び委託事業者による不正行為を防ぐ方策として、「システムの操作者を限定」、「システムの操作権限の適正な付与」及び「操作端末からの外部接続禁止及び記憶媒体の使用禁止によるデータ持ち出し制限」を行っている。</p>	事後	
平成29年3月13日	I. 1. ②事務の概要	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき身体に障害のある方、知的障がい児(者)、精神に障害のある方等に対し、医療、保健、福祉の観点から、様々な支援を実施している。</p> <p>特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①更生医療、精神通院医療、育成医療の受付・進達・審査 ②更生医療、精神通院医療、育成医療の認定通知書および受給者証発行 ③更生医療、育成医療の医療費請求額審査 ④補装具の受付・審査・決定通知書等発行 ⑤補装具給付業者請求内容確認 ⑥地域生活支援事業の受付・審査・決定通知書等発行 ⑦地域生活支援事業の請求内容確認</p> <p>・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p>	<p>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づき、身体に障がいのある人、知的障がい児(者)、精神に障がいのある人等に対し、医療、保健及び福祉の観点から、様々な支援を実施している。</p> <p>特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①更生医療、精神通院医療、育成医療の受付・進達・審査 ②更生医療、精神通院医療、育成医療の認定通知書及び受給者証発行 ③更生医療、育成医療の医療費請求額審査 ④補装具の受付・審査・決定通知書等発行 ⑤補装具給付業者請求内容確認 ⑥地域生活支援事業の受付・審査・決定通知書等発行 ⑦地域生活支援事業の請求内容確認 ⑧障害福祉サービスの受付・審査・決定通知書等発行 ⑨障害福祉サービスの請求内容確認</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月13日	I. 2. 特定個人情報ファイル名	自立支援給付、自立支援医療(精神)	自立支援(更生)ファイル、自立支援(精神通院)ファイル、自立支援(育成)ファイル、日常生活用具ファイル、補装具ファイル、障がい福祉サービスファイル	事後	
平成29年3月13日	I. 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 84項	番号法第9条第1項 別表第一 84項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条	事後	
平成29年3月13日	I. 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】16,26,56の2,57,87,116項 【情報照会】108,109,110項	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116項 【情報照会】108、109、110項	事後	
平成29年3月13日	I. 5. ①部署	福祉健康部 福祉課	福祉部 福祉課	事後	
平成29年3月13日	I. 5. ②所属長	福祉健康部 福祉課長 本田泰司	福祉部 福祉課長 樋口 充	事後	
平成29年3月13日	I. 7. 請求先	総務部 総務課 住所:山梨県甲斐市篠原2610 電話:055-278-2111	総務部 総務課 住所:山梨県甲斐市篠原2610 電話:055-278-1661(直通)	事後	
平成29年3月13日	I. 8. 連絡先	総務部 総務課 住所:山梨県甲斐市篠原2610 電話:055-278-2111	福祉部 福祉課 住所:山梨県甲斐市篠原2610 電話:055-278-1691(直通)	事後	
平成29年3月13日	II. 1. いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	
平成29年3月13日	II. 2. いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	
令和1年6月20日	I. 5. ②所属長の役職名	福祉部 福祉課長 樋口 充	福祉部 福祉課長	事後	
令和1年6月20日	II. 1. いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月20日	II. 2. いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月20日	IV. リスク対策				
令和3年1月4日	特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務を行うために「総合福祉システム」を使用している。 ・本事務の一部を外部委託しているが、外部委託に当たっては、契約書に秘密の保持に係る条項を設け、取り扱う情報の秘密保持を徹底している。 ・職員及び委託事業者による不正行為を防ぐ方策として、「システムの操作者を限定」、「システムの操作権限の適正な付与」及び「操作端末からの外部接続禁止及び記憶媒体の使用禁止によるデータ持ち出し制限」を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務を行うために「Reams」を使用している。 ・本事務の一部を外部委託しているが、外部委託に当たっては、契約書に秘密の保持に係る条項を設け、取り扱う情報の秘密保持を徹底している。 ・職員及び委託事業者による不正行為を防ぐ方策として、「システムの操作者を限定」、「システムの操作権限の適正な付与」及び「操作端末からの外部接続禁止及び記憶媒体の使用禁止によるデータ持ち出し制限」を行っている。 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月4日	I. 1. ③システムの名称	総合福祉システム(身体障害者手帳)、宛名システム、中間サーバー	Reams(身体障害者手帳)、宛名システム、中間サーバー	事後	
令和3年1月4日	評価の再実施				5年経過による評価の再実施
令和3年1月4日	II. 1. いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	5年経過による評価の再実施
令和3年1月4日	II. 2. いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事前	5年経過による評価の再実施
令和3年3月16日	I. 5. ①部署	福祉部 福祉課	福祉部 障がい者支援課	事前	令和3年4月1日 組織機構の見直し
令和3年3月16日	I. 5. ②所属長の役職名	福祉部 福祉課長	福祉部 障がい者支援課長	事前	令和3年4月1日 組織機構の見直し
令和3年3月16日	I. 8. 連絡先	福祉部 福祉課 住所:山梨県甲斐市篠原2610 電話:055-278-1691(直通)	福祉部 障がい者支援課 住所:山梨県甲斐市篠原2610 電話:055-267-7287(直通)	事前	令和3年4月1日 組織機構の見直し
令和3年9月1日	I. 4. ②法令上の根拠中	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和7年4月1日	I 関連情報		9.規則第9条第2項の適用	事後	
令和7年4月1日	II. 1. いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和7年2月1日 時点	事後	
令和7年4月1日	II. 2. いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和7年2月1日 時点	事後	
令和7年4月1日	IV.リスク対策		8.人手を介在させる作業、11.最も優先度が高いと考えられる対策	事後	
令和7年9月12日					システム標準化に伴う評価の再実施